

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

2019年11月30日に取扱い（サービス）を終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記の通り未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

DCMくろがねや株式会社

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

株式会社くろがねや 商品券GIFTCARD500円券

○払戻しの申出期間

2019年12月1日（日）から2020年5月31日（日）まで

店舗営業時間内

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

○申出、払戻しの方法

DCMくろがねや店頭の商品券を持参していただき、現金で払戻しさせていただきます。

○払戻しに関する問い合わせ先

〒400-0855

山梨県甲府市中小河原1-13-18

DCMくろがねや株式会社 管理部

TEL：055-241-2472

DCMくろがねや株式会社

2019年12月1日